

プロポーザルによる設計者選定要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、建築設計業務設計者選定要綱第5条の規定に基づき、まちづくり局施設整備部が発注する建築設計業務(以下「業務」という。)について、技術的に最適なものを特定するプロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザル選定委員会)

第2条 プロポーザル方式を実施するため、プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設けるものとする。

- 2 選定委員会は、関係局職員をもって構成するものとする。ただし、必要に応じて学識経験者等を加えることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(プロポーザル選定委員会事務局)

第3条 プロポーザル方式の実施に関し、必要な事務を行うためのプロポーザル選定委員会事務局(以下「事務局」という。)を、まちづくり局施設整備部施設計画課に置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(審査委員会の審議)

第4条 プロポーザル方式を実施する場合は、原則として、公募型プロポーザル方式で実施するものとして、事業の性質や目的から公募型プロポーザル方式が適さない場合や、提案者が限定され広く一般に提案を求める必要がないと認められる場合には、指名型プロポーザル方式で実施することができる。

- 2 事業執行課長は、プロポーザル方式を実施しようとするときは、まちづくり局委託等業務審査委員会設置要綱に定める審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、あらかじめ当該業務委託が建築設計業務設計者選定要綱第3条第2項の規定に該当するか否か及び前項の規定に基づく実施方法についてあらかじめ審議を受けるものとする。
- 3 審査委員会は、プロポーザル方式により受託者の特定を行うこととした業務委託について、次に掲げる事項に関する審議をしなければならない。
 - (1) プロポーザル評価委員会設置の要否及び評価委員の選定
 - (2) 実施要領の作成
 - (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託者の特定に必要な事項の設定
 - (4) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
 - (5) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を要請するものの選定

(6) その他必要と認める事項

- 4 事業執行課長は、前項の審議結果について審査委員会から通知を受けた場合は、速やかに選定委員会に通知しなければならない。

(提案資格)

第5条 選定委員会は、プロポーザル方式による受託者の特定を行おうとするときは、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を当該業務委託に係る提案資格として定めるものとする。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録されている者
- (4) その他実績等必要と認める事項

(公募型の場合の実施の公表)

第6条 選定委員会は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を、ホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
 - (2) 技術提案書の提案者の基準
 - (3) 技術提案内容の評価基準
 - (4) 担当部課
 - (5) プロポーザル参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法
 - (6) プロポーザル参加資格確認結果通知書の交付の期間、場所及び方法
 - (7) 技術提案書の提出の期限、場所及び方法
 - (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
 - (9) 契約書作成の要否
 - (10) 関連情報を入手するための照会窓口
 - (11) 評価が同点となった場合の措置
 - (12) その他発注者が必要と認める事項
- 2 前項の規定に基づきホームページに公表するときは、川崎市プロポーザル方式(業務委託)第5条第2項に規定するプロポーザル情報公表依頼書を公表日の前日までに財政局資産管理部契約課に提出するものとする。

(公募型の場合の参加表明手続)

第7条 公募型プロポーザル方式において技術提案書の提出を希望する者は、前条第5号に規定する期限までに、プロポーザル参加意向申出書(第1号様式。以下「参加意向申出書」という。)及び必要書類(指定された場合に限る。)を提出しなければならない。

(公募型の場合の参加意向申出書の参加資格の確認等)

第8条 選定委員会は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者(以下「意向申出者」という。)について、第5条の規定に基づく参加資格を満たす者であることを確認するものとする。ただし、小規模又は簡易な施設等で参加意向申出者が少数と想定される場合は、この限りではない。

2 前項の確認において、第5条第1項第3号に定めた資格について、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の提案資格を満たしているものとすることができる。

3 選定委員会は、提案資格を満たさないことを確認した者については、提案者としてはならない。

(公募型の場合の参加資格確認結果の通知)

第9条 選定委員会は、参加資格を確認したときは、意向申出者に対し、当該公表において指定する期日までに参加資格の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書(第2号様式)により通知するものとする。なお、前条第1項のただし書きに該当する場合は、この限りではない。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、選定委員会に対し書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならない。

4 選定委員会は、前項により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して15日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(指名型の場合の指名の通知)

第10条 選定委員会は、第4条第4項の規定に基づく通知を受けた場合は、速やかに指名業者に対しプロポーザル参加指名通知書(第3号様式)により、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 技術提案内容の評価基準
- (3) 担当部課
- (4) 技術提案書の提出の期限、場所及び方法
- (5) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (6) 契約書作成の要否
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
- (8) 評価が同点となった場合の措置
- (9) その他発注者が必要と認める事項

(技術提案書の提出要請)

第11条 選定委員会は、第4条第3項の規定に基づく審議の結果、指名業者に指定された者及び第8条第1項の規定に基づく確認(第8条第1項のただし書きに該当する場合を除く。)の結果、参加資格を満たすと確認された者(以下「有資格提案者」という。)に対し、技術提案書(第4号様式)等の提出をプロポーザル関係書類提出要請書(第5号様式。以下「提出要請書」という。)により要請するものとする。

- 2 有資格提案者は、第6条第7号又は前条第4号に規定する期限までに、技術提案書を記載し、選定委員会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により提案書の提出要請を受けた者は、提案書の提出を辞退する場合には、提案書の提出期日までに辞退申出書(第6号様式)を提出するものとする。
- 4 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、当該業務委託の性格上、第1項の規定により提案書の提出要請を受けた者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われない恐れがある場合には、一同に会さない形で、個別に説明を行うことができる。
- 5 技術提案書の作成方法等については、別に定めるところによる。

(有資格提案者の特定)

第12条 選定委員会は、提出された技術提案書について、第4条第3項第3号によりあらかじめ定めた評価方法により提案内容の審査及び評価を行い、当該業務に最も適した提案を行った有資格提案者を特定する。

- 2 選定委員会は、技術提案書の審査及び評価を行うにあたり、必要に応じて有資格提案者へのヒアリング等を行うことができる。

(事業執行課長への通知)

第13条 選定委員会は、前条の特定結果について、事業執行課長に速やかに通知するものとする。

(特定者及び非特定者への通知)

第14条 選定委員会は、第12条の規定に基づく特定結果について、特定された者(以下「特定者」という。)及び特定されなかった者(以下「非特定者」という。)に結果通知書(第7号様式)により通知するものとする。なお、特定者の技術提案書の内容に認められない事項がある場合には、その旨を併せて明記するものとする。

- 2 非特定者は、選定委員会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならない。
- 3 選定委員会は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して15日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(契約手続)

第15条 事業執行課長は、第13条の規定に基づく通知を受けた場合は、審査委員会にお

いて特定者との当該業務に係る契約締結の審議を速やかに受けなければならない。

(資格の喪失等)

第16条 選定委員会に提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された技術提案書は無効とする。

(1) 第5条に規定する契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき(第8条第2項の規定に基づき提案資格を満たしているものとした者が、受託候補者を特定する期日までに同項に定める条件を満たしていないときを含む。)

(2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、選定委員会は理由を付してその旨を通知しなければならない。

(公募型の場合で有資格提案者が多数見込まれる場合の措置)

第17条 選定委員会は、有資格提案者が多数見込まれ、特定に著しい支障を生じることが予見できるときは、あらかじめ定めた基準により事前評価を行い、基準を満たした技術提案書をもって審査することができる。

(技術提案書に関する措置)

第18条 技術提案書に記載された予定技術者等の内容の変更は原則として認めないものとする。

2 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、意向提出者又は指名業者の負担とする。

3 提出された技術提案書は、有資格提案者に返却しないものとする。

(特定結果の公表)

第19条 プロポーザル方式による受託者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 技術提案による設計事務所選定要綱(平成4年10月1日最終改正)は、この要綱の施行日に廃止する。

2 この要綱は、平成11年12月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

プロポーザル選定委員会委員長 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

プロポーザル参加意向申出書

件名：

標記の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(第2号様式)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

プロポーザル選定委員会委員長

プロポーザル参加資格確認結果通知書

件名：

標記の件について、参加資格確認結果を通知します。

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

プロポーザル選定委員会事務局

川崎市まちづくり局施設整備部施設計画課

担当

電話番号

F A X

E-mail

(第3号様式)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

プロポーザル選定委員会委員長

プロポーザル参加指名通知書

件名：

日ごろから、本市の営繕行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび本市では、標記プロポーザルを実施することとなりましたので、参加していただきたく通知いたします。

プロポーザル選定委員会事務局

川崎市まちづくり局施設整備部施設計画課

担当

電話番号

FAX

E-mail

(第4号様式)

年 月 日

プロポーザル選定委員会委員長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

技 術 提 案 書

件名：

標記の件について、技術提案書を提出します。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(第5号様式)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

プロポーザル選定委員会委員長

プロポーザル関係書類提出要請書

件名：

次の件について、所定の期日までに技術提案書提出意思確認書及び技術提案書等を提出していただきたく通知します。

提出書類

- 1 質問書様式（提出期限 月 日）
- 2 技術提案書提出様式（提出期限 月 日）

その他関係書類

- 1 技術提案書提出様式
- 2 業務説明資料
- 3 様式類電子データ（参考）

プロポーザル選定委員会事務局

川崎市まちづくり局施設整備部施設計画課

担当

電話番号

FAX

E-mail

(第6号様式)

年 月 日

プロポーザル選定委員会委員長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

辞 退 申 出 書

件名：

標記プロポーザルについて、提案書の提出を辞退します。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(第7号様式) ①

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

プロポーザル選定委員会委員長

結 果 通 知 書

件名：

標記プロポーザルについて、〇年〇月〇日の同選定委員会の厳正な審査の結果、貴設計事務所
が最優秀者に特定されたことをお知らせいたします。

本件プロポーザルの技術提案書作成及びヒアリングに貴重な時間を費やし、真摯に努力してい
ただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

プロポーザル選定委員会事務局

川崎市まちづくり局施設整備部施設計画課

担当

電話番号

F A X

E-mail

(第7号様式) ②

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

プロポーザル選定委員会委員長

結 果 通 知 書

件名：

標記プロポーザルについて、○年○月○日の同選定委員会の厳正な審査の結果、貴設計事務所
が特定に至らなかったことをお知らせいたします。

本件プロポーザルの技術提案書作成及びヒアリングに貴重な時間を費やし、真摯に努力してい
ただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

理由

プロポーザル選定委員会事務局

川崎市まちづくり局施設整備部施設計画課

担当

電話番号

F A X

E-mail